

平成 27 年度

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（論述式Ⅰ）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. この問題冊子は 8 頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
 3. 受験番号（2 箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
 6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
 8. この問題冊子の 5, 7, 8 頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
 9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

憲 法

〔問 題〕

近年、テレビ番組の録画技術等の向上により、視聴者が、いわゆるスポット CM（番組内および番組間で放送されるコマーシャル）をスキップすることが多くなった。そこで、広告業界では、番組制作者が、スポンサー（事業者）の存在を明示せずに、特定商品ないし特定ブランドを番組内でタレントや俳優等に使用させたり、画面中に映し込む「プロダクト・プレースメント」（以下、「PP」という。）や、特定商品等をドラマの物語や状況設定に融合させる「プロダクト・インテグレーション」（以下、「PI」という。）といった手法が使われるようになってきている（実際の事例について、【参考資料1】）。

この手法は、視聴者にコマーシャルであることを意識させずに、自然な流れの中で商品等を PR できるために、高い CM 効果を上げられる一方で、視聴者の潜在的な意識に訴えるために、視聴者の自律的かつ合理的な商品等の選択を阻害するおそれがあるなどと指摘されている。複数の消費者団体のアンケート調査では、PP ないし PI が行われた番組を視聴する前と視聴した後で、特定の商品およびブランドに対する視聴者のイメージが向上したとの結果が示されており、一部の消費者団体からは、PP・PI のような「刷り込み」的で「洗脳」的な放送によって、消費者の自律的な選択ないし決定が侵害されているとの主張もなされた。

そこで、201*年、国会は、PP および PI を禁止するスポンサー適正表示法（以下、「表示法」という。）を制定した。表示法は、内閣総理大臣が、PP または PI を行った事業者に対して、これらの行為を禁止する命令を発する権限を認め、事業者がこの命令に違反した場合の罰則について規定している【参考資料2】。表示法に含まれる憲法上の問題について論じなさい。

【参考資料1】

・プロダクト・プレースメント（PP）の例

酒類事業、飲料事業等を行う A 社は、さらに A 社の収益を上げるために、ニュースやエンターテインメント情報等を総合的に扱う朝の情報番組の中で、自社の清涼飲料水を視聴者に PR したいと考え、「番組の司会者とコメンテーターの机の上に、A 社の商品をさりげなく置いてほしい。もし置いてくれるのであれば、1 回の番組につき、約 100 万円を支払う」と B テレビ局に持ちかけた。B テレビ局は、この A 社の要請を受け、A 社から資金提供を受けていることを視聴者に表示することなく、A 社の要請どおりの演出を行った。

・プロダクト・インテグレーションの（PI）の例

スマートフォン等で遊べる、いわゆるオンライン・ゲームを制作・配信・販売する事業を行い、近年、急成長を遂げたC会社は、さらにC社の収益を上げるために、「男女が、C社のオンライン・ゲームを通じて出会い、お互いの関係性を深め、恋愛にまで発展するドラマを制作してほしい。もし制作してくれるのであれば、約10億円を支払う」とDテレビ局に持ちかけた。Dテレビ局は、このC社の要請を受け、C社から資金提供を受けていることを視聴者に表示することなく、C社のオンライン・ゲームを物語の中に組み込んだドラマを制作した。若者に人気の俳優が出演していること、物語が斬新かつスピーディーに展開していることもあり、このドラマは非常に高い視聴率を獲得した。

【参考資料2】

スポンサー適正表示法（抄）

第1条 この法律は、放送を通じた不当な広告による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自律的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある広告の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

第4条 事業者は、放送を通じて、次の各号のいずれかに該当する広告をしてはならない。

- 一 自らがスポンサーであることを表示せずに、自己の商品等を放送番組の出演者に使用させ又は放送番組の背景として配置させることで、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自律的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 自らがスポンサーであることを表示せずに、自己の商品等を放送番組の内容に融合させることで、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自律的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

第5条 内閣総理大臣は、前条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止めを命ずることができる。

第15条 第5条の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

民法

〔問題〕

以下の事実を読んで、問題 1 から問題 3 に答えなさい。なお、問題 1 から問題 3 は、別個独立の問題とする。

【事実】

A は、自己所有の甲地を B に 3000 万円で売却する契約を締結して、同日、引渡しを行ったが、代金の支払と移転登記は 4 週間後とした。その売買契約から 2 週間後に、その売買の事情を知っているが、自身の事業の関係で甲地を是が非でも手に入れたい C は、代金 4000 万円で売買を A に持ちかけた。A は、同日、それに応じて、C との間で甲地の売買契約を締結して、C に移転登記をするとともに、その 2 週間後に 4000 万円の支払を受ける旨を合意した。

【問題 1】

AC 間の売買契約締結から 1 週間後に、甲地は地震で海没して、私的所有権が失われた。A は、代金の支払期日が到来した時点で、B と C に対して、それぞれ売買代金の支払を請求できるか。B と C の反論も想定して検討しなさい (40点)。

【問題 2】

AC 間の売買契約締結から 2 週間後に、A から移転登記を受けられなかった B は、甲地が C に売却されて移転登記もされていることを知ったため、C に対して、甲地の移転登記の抹消登記手続を請求した。C がその請求を拒絶するために主張すると想定される法的根拠と、B がそれに対して反論すると想定される法的根拠を検討しなさい (40点)。

【問題 3】

AC 間の売買契約締結から 2 週間後に、A から移転登記を受けられなかった B は、価格 3000 万円の甲地の取得を諦めて、A の C に対する 4000 万円の売買代金債権を取得しようと考えた。しかし、A は当該売買代金債権の移転に応じない。B が A に対して当該売買代金債権の移転を請求する法的根拠を検討しなさい (20点)。

刑 法

〔問 題〕

以下の事実関係に基づき、X・Yの罪責を論じなさい。なお、逮捕・監禁罪と強姦未遂罪の成否については検討しなくてよい（採点の対象としない）。

X・Yは、Aを強姦しようとして計画し、Aを尾行して、周りに人気が無くなったのを確認したうえで、AをXの車に連れ込み、発車した。30分ほど走ったところにある林の中に車を止め、Aを車外に連れ出して林の奥の方に連れて行ったところ、Aが激しく抵抗し始めたため、XはAに激しい暴行をくわえた。ところが、暴行を受けて倒れたAが動かなくなったため、Xが確かめたところ、呼吸をしていなかった。Aが死亡してしまったものと考えたX・Yは、話し合ったうえで計画を変更し、金品を奪ってさっさと立ち去ろうということになった。そこで、付近に落ちていたAのバッグから財布を抜き取ると、車の方に引き返した。その途中、Yは、Aが高価そうなネックレスをしていたことを思い出し、それを奪おうと考えた。そこで、Xに対して、「俺、スマホをなくしたみたいだ。もしかしたらさっき落としたのかもしれないから、確かめてくる。先に車に乗っていてくれ」と告げようとして、一人でAのところに引き返した。

YがAのところに近づいていくと、Aが上半身を起こしているのが目に入ってきた。実は、Aは、暴行を受けて倒れたときに、息をひそめて動かないようにしていたのだった。「お前、どういうことだ」と怒鳴りながら、YはAの方に駆け寄った。驚いて怯えているAに対して、Yは、「ネックレスだ。ネックレス。ネックレス」とAの首元を指さしながら言った。Aはネックレスの留め具を外そうとしたが、恐怖で手が震え、なかなか外せなかった。Yは、「何をやっているんだ。早くしろ」と言いながら、ネックレスを引きちぎろうと近づいて手をかけようとしたが、ちょうどそのときに留め具が外れ、AはYにネックレスを手渡した。

Yは、Xの待つ車に戻り、「やっぱりスマホを落としてた。見つかってよかった」とだけ言い、両名はその場から走り去った。

